

一般財団法人自治総合センター
コミュニティ助成事業の概要について



■ 制度の目的

(一財)自治総合センターが、宝くじ社会貢献広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、遊具や祭り用具の購入費、コミュニティセンターの建設費等に対する補助を行い、「地域が自主的に行うコミュニティの促進」と「宝くじの社会貢献広報事業」を行うことを目的としています。

このため、施設・設備やイベントなどのポスター・チラシ・看板等に、「表示に関するデザインマニュアル」に定める表示を行い、併せて広報紙等に「宝くじの助成金で整備した」旨を掲載し、広報します。

■ 事業の内容

(1) 一般コミュニティ助成事業

	対象	対象外
事業目的	☑町内会等でのコミュニティ活動（共助や交流）のため	☒観光、商業振興、社会教育、防災等のため
助成金額	☑100万円～250万円（10万円単位で100%助成）	☒100万円未満の事業
事業主体	☑集落会・町内会などの地域コミュニティ組織 （子供会・青年会など、その下部組織を含まない）	☒コミュニティ活動を主たる目的としていない組織（特定のイベント等を目的とした組織）
対象事業	☑コミュニティ活動に直接必要な物品の購入・神輿等の修繕	左記に該当する場合でも、下記のものは対象外
事業の概要	①集会所備品の整備 （集会所に備え置き、使用するもの全般） ②コミュニティ活動備品の整備 （町内で共有し、日々の活動に使用するもの全般） ③イベント用備品の整備 （イベントで使用するもの全般） ④伝統芸能備品の整備	☒市がすべきもの（市有地への遊具設置など） ☒建築物の設置 ☒基礎工事・アンカー工事を伴う場合、当該工事部分の経費 ☒建物と実質一体のもの（畳など） ☒消耗品や短期間で破損する設備（電球など） ☒車両（自走能力があるもの） ☒車両に搭載する目的のもの（無線など） ☒宗教関連物品（神社等の名入れも不可） ☒モニュメント・石碑の類 ☒趣味の用品（誰もが使用するものでないため） ☒中古品 ☒各戸に配布するもの ☒関連のない複数事業が1つの事業として盛り込まれているもの など、詳しくは、お問い合わせください。
事業例	①集会所備品 テーブル・イス・コピー機・テレビ・エアコン・ストーブ・冷蔵庫・プロジェクター・パソコンなど ②コミュニティ活動備品 公園遊具・草刈り機・除雪機・広報掲示板・など ③イベント用備品 神輿・山車・盆踊り用櫓・法被等の祭り用品全般・テント・発電機・投光器・音響設備・映写機器・かき氷機・わた飴製造機など ④伝統芸能備品 太鼓・篠笛・獅子舞など	

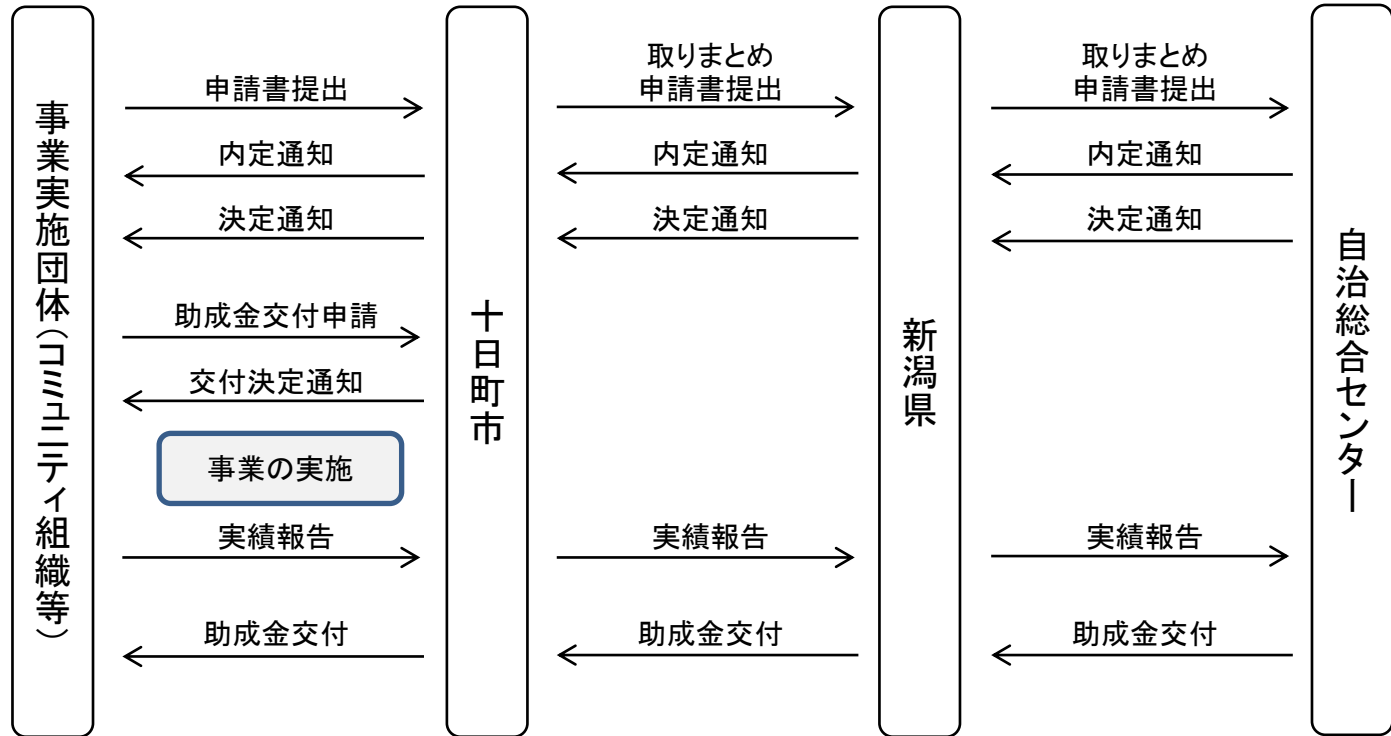
(2) コミュニティセンター助成事業

助成金額	総事業費の5分の3以内、上限1,500万円（10万円単位）※県内での採択上限3件
事業主体	法人格をもつコミュニティ組織（認可地縁団体等）
対象事業	コミュニティ活動に必要な自治会集会所等の集会所の建設・大規模修繕経費
対象経費	建築主体、電気・機械設備、仮設費、一般管理費、設計費、現場経費、消費税
対象外	土地の取得、既存施設購入、既存施設の撤去・処理費、外構に要する経費
備考	<ul style="list-style-type: none"> 土地を要する場合に、抵当権等の権利関係付着（含む抹消登記未済）、相続手続き未済の土地での事業は対象外。 事業を確実に実施するため、事前に権利関係を整理すること。 修繕の場合は、対象建物全体が集会所として使用され、かつ登記名義人（保存登記済）が単独のコミュニティ組織であるものに限る。また、抵当権等の権利関係が付着しているものは認められない。

(3) 青少年健全育成助成事業

助成金額	30万円～100万円（10万円単位で100%助成）
事業主体	集落会・町内会など地域コミュニティ組織（子供会・青年会など、その下部組織を含む）
対象事業	主として親子で参加する、スポーツ・レクリエーション活動に関する事業、文化・学習活動に関する事業、その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業などのソフト事業
対象外	事業の全部が外部委託となる事業、および備品の購入。

● (一財) 自治総合センターコミュニティ助成事業流れ



※十日町市へ助成申請書を提出していただく期限は、令和元年9月30日(月)です。

※助成金決定の可否は、令和2年4月上旬に通知します。

※この事業は、自治総合センターで厳正に審査されます。必ず助成の対象となるとは限りませんのでご了承ください。